

平成15年度 飯館村新採用候補者試験を行います

1. 試験職種	一般事務	幼稚園教諭
2. 採用予定人員	1名	1名
3. 受験資格	昭和38年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）ただし、次の各号に該当する者は受験できません。	昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、幼稚園教諭の免許を有する者、又は平成15年3月までに取得見込みの者。ただし、次の各号に該当する者は受験できません。
	(1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 (3) 飯館村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	
4. 試験の方法及び内容	大学卒程度で、次により行います。	短大卒程度で次により行います。
(1) 1次試験		
①教養試験	職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。	
②専門試験		幼稚園教諭として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。
(2) 2次試験	第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文等による試験を行います。	
5. 資格調査	第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。	
6. 試験の期日	第1次試験 平成14年7月28日（日）	
7. 試験時間	受 付 9:00～9:30	
	教養試験 10:00～12:00	
		専門試験 13:00～14:30
8. 試験場所	福島市金谷川1番地 福島大学（Tel 024-548-8057）	
9. 発 表	平成14年10月上旬に飯館村役場前掲示場に合格者名を掲示するほか可否について通知します。	
第2次試験期日	平成14年10月下旬 第1次試験合格者へ通知します。	
10. 合格者の採用	(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が欠員状況等に応じて採用者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。（※尚、幼稚園教諭については、免許を取得できなかった場合は採用されません。） (2) 初任給は、飯館村の給料表によるが、このほか、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。	
11. 受験手続及び受付期間		
(1) 申込用紙の請求	申し込み用紙は飯館村役場総務課で交付します。郵便により申し込み用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」、又は「短大卒程度試験申込用紙請求」と朱書きし、80円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。	
(2) 申込の方法	①申し込み用紙に必要事項を記入して、飯館村役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、80円切手をはった自分宛の封筒を同封し、その表に「大学卒程度試験申込」又は「短大卒程度試験申込」と朱書きして送付してください。 ②受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、または受験票に写真がはっていない場合は、受験できません。）	
(3) 受付期間	平成14年5月30日（木）から同6月28日（金）まで受け付けます（勤務時間中に限ります。午前8時30分～午後5時まで）。郵便による申込書提出の場合は、同6月26日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。	
12. その他	(1) 受験の際は「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。 (2) この試験に関し不明な点は、飯館村役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合も80円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。	

○お問い合わせ先 飯館村役場総務課

〒960-1892 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1 TEL 0244-42-1611